

三重県からの措置命令についてのご報告とお詫び

平素より、伊勢志摩みやげセンター王将をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

サコウ食品株式会社（以下、弊社）は、弊社が遅くとも令和2年4月1日から令和7年9月30日までの間に販売・提供した商品に関する表示につきまして、令和8年2月6日、三重県から不当景品類及び不当表示防止法（以下、景品表示法）第7条第1項の規定に基づく措置命令を受けました。

お客様をはじめとする関係者の皆様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。

今回の措置命令を真摯に受け止め、再発防止に努めてまいります。

また、本命令の対象となった表示につきましては、県からの指摘に接した後、9月30日までに、速やかに改善しております。

措置命令の概要について、以下の通りご報告いたします。

記

1 措置命令の対象となった事実

- (1) 伊勢店および松阪店の店頭において、生鮮水産物「外国産冷凍ロブスター半身」について、名称を「ロブスター」等と表示すべきところ、「伊勢海老」と表示し、原産地を表示しないことにより、あたかも「伊勢海老」であるかのように一般消費者に販売した。
- (2) 鳥羽本店、伊勢店および松阪店の食堂において、外国産ロブスターをメニューに「伊勢海老」等と表示するとともに、鳥羽本店の食堂においては、「鳥羽の伊勢海老」等と記載したポスターを掲示することにより、あたかも地場産の「伊勢海老」であるかのように一般消費者に提供した。
- (3) 鳥羽本店の食堂において、韓国産アワビを「鳥羽の鮑」等と記載したポスターを掲示することにより、あたかも地場産の「アワビ」であるかのように一般消費者に提供した。

2 措置命令の内容

- (1) 今回の違反行為を速やかに一般消費者に周知徹底すること。
- (2) 再発防止のために必要な措置を講じ、役員および従業員に周知徹底すること。
- (3) 今後同様の行為を行わないこと。
- (4) 上記（1）から（3）までに基づき講じた措置について1か月以内に県に報告すること。

3 原因及び再発防止策

上記の内容につきましてはお客様、関係各位に多大なるご心配とご迷惑をお掛けしましたことを重ねて御詫び申し上げます。

原因としましては、表示の不備を認識し、対応する体制ができていなかったところになります。今後はチェック体制を強化し、景品表示法の遵守を徹底し、再発防止に努めて参ります。

なお、対象の商品は、安全面・品質面への影響はございませんが、お客様に対しては、誠心誠意対応させていただく所存でございます。

お問合せ先 0599-26-3100

令和8年2月6日
サコウ食品株式会社
(伊勢志摩みやげセンター王将)
代表取締役 酒匂 敏輝